

滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則（1981年3月25日制定）の一部改正について（案）

改正理由：

会員の定義を改め、それに伴う整合性を図るため一部改正するものである。

第5条第1項を次のとおりに改める。

第1項 卒業会員

滋賀医科大学卒業生並びに他大学卒業の滋賀医科大学大学院修了者（学生会員であった者）

第2項 学生会員

滋賀医科大学学生並びに他大学卒業の滋賀医科大学大学院生のうち入会を希望する者

第5条第2項を第3項に改め、「在職、もしくは在職した教職員・研究者・学生」を「在職する他大卒の教職員」に改め、「及び退職後も継続して入会を希望する者」を追加する。

第5条第3項を第4項に改め、「学長、副学長、教授、准教授、講師及びその職にあった者（前2項の正会員及び学友会員を除く。）」を「名誉教授（卒業会員を除く。）」に改める。

第5条第4項、5項を削除する。

第6条第6項の「在学会員」を「学生会員」に改める。

第8条第1項、第4項及び第5項中の「正会員」を「卒業会員」に改める。

第13条第2項の「正会員（在学会員を除く。）」を「卒業会員」に改め、同第4項の「正会員のうち卒業会員」を「卒業会員」に改める。

第19条の「正会員」を「卒業会員」に改める。

第21条の「名誉会員、特別会員（滋賀医科大学に在職する者を除く。）」を「特別会員」に改める。

付則 この会則は、2019年（令和元年）〇月〇日から施行する。

滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則 新旧対照表

旧	新
(略)	(略)
(会員)	(会員)
第5条 本会は、次に掲げる会員を持って構成する。	第5条 本会は、次に掲げる会員を持って構成する。
1. 正会員	1. 卒業会員
1) 滋賀医科大学卒業生及び他大学卒業の滋賀医科大学大学院修了者（以下「卒業会員」という。）	滋賀医科大学卒業生及び他大学卒業の滋賀医科大学大学院修了者（学生会員であった者）
2) 滋賀医科大学生及び他大学卒業の滋賀医科大学大学院生（以下「在学会員」という。）	2. 学生会員 滋賀医科大学学生及び他大学卒業の滋賀医科大学大学院生のうち入会を希望する者
2. 学友会員	3. 学友会員

<p>滋賀医科大学に<u>在職、もしくは在職した教職員・研究者・学生</u>のうち入会を希望する者（前項の正会員を除く。）（以下「学友会員」という。）</p> <p>3. <u>特別会員</u>  滋賀医科大学の<u>学長、副学長、教授、准教授、講師及びその職にあった者（前2項の正会員及び学友会員を除く。）</u></p> <p>4. <u>賛助会員</u>  本会の目的に賛同し、入会を希望する個人若しくは団体が幹事会が認めた者</p> <p>5. <u>名誉会員</u>  本会对し特別の功績があった者で、会長が推薦し幹事会で承認された者</p> <p>第6条 全ての会員は、会則を遵守する義務を有し会則に定められた権利を与えられる。</p> <p>2. 会員は、会長その他の役員の要請に応じ本会の事業に協力しなければならない。</p> <p>3. 会員は、住所、氏名、役職等身分に変更の生じたときは、遅滞なく、事務局に報告しなければならない。</p> <p>4. 会員は第20条に規定する年会費を納めなければならない。既に納めた会費の返還はしない。</p> <p>5. 卒業会員は総会に出席し討議する権利と義務を有する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。</p> <p>6. 会費の負担を担う<u>在学会員</u>及び<u>学友会員</u>は総会議長に意見書を提出することができる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（役員を選出）</p> <p>第8条 会長は、総会において<u>正会員</u>からこれを選出する。</p> <p>2. 副会長は、会長が指名し総会で承認する。</p> <p>3. 幹事は、各年度卒業者の中から選出し幹事会で承認する。</p> <p>4. 常任幹事は、<u>正会員</u>の中から会長が指名し、幹</p>	<p>滋賀医科大学に<u>在職する他大卒の教職員</u>のうち入会を希望する者及び退職後も継続して入会を希望する者</p> <p>4. <u>特別会員</u>  滋賀医科大学の<u>名誉教授（卒業会員を除く。）</u></p> <p>4. <u>削除</u></p> <p>5. <u>削除</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 会費の負担を担う<u>学生会員</u>及び<u>学友会員</u>は総会議長に意見書を提出することができる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（役員を選出）</p> <p>第8条 会長は、総会において<u>卒業会員</u>からこれを選出する。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 常任幹事は、<u>卒業会員</u>の中から会長が指名し、幹</p>
---	--

<p>事会で承認する。</p> <p>5. 監事は、総会において<u>正会員</u>または学友会員の中からこれを選出する。監事は他の役員を兼任できない。</p> <p>6. 役員選出の運営は役員選出規程に基づいて行う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>( 会議)</p> <p>第12条 本会の会議は、総会、幹事会及び常任幹事会とし、各会議の運営は会則および規程に基づいて行う。</p> <p>第13条 総会は定時総会と臨時総会とする。</p> <p>1. 定時総会は、毎年1回、会長が招集する。</p> <p>2. 総会は、委任状も含めて、<u>正会員（在学会員を除く）</u>の1/10以上の出席をもって成立し、議決は、出席会員の過半数を持って決する。ただし、賛否同数の時は、議長の決するところによる。</p> <p>3. 総会の議長は、幹事会にて互選する。</p> <p>4. 会長が必要と認めたとき、または幹事会の請求または<u>正会員のうち卒業会員</u>の1/10以上の請求または監事の請求があったときは臨時総会を招集しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(部会)</p> <p>第18条 特定の属性を有する会員の集まりとして、部会を設置できる。</p> <p>第19条 部会の設置は、<u>正会員</u>よりの申請を常任幹事会で審議し、幹事会で承認するものとする。</p> <p>(会計)</p> <p>第20条 本会の経費は、次の収入をもってこれに当てる。詳細は会費等規程に定める。</p> <p>1. 年会費</p> <p>2. 寄付金</p>	<p>幹事会で承認する。</p> <p>5. 監事は、総会において<u>卒業会員</u>または学友会員の中からこれを選出する。監事は他の役員を兼任できない。</p> <p>6. (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>( 会議)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 総会は定時総会と臨時総会とする。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 総会は、委任状も含めて、<u>卒業会員</u>の1/10以上の出席をもって成立し、議決は、出席会員の過半数を持って決する。ただし、賛否同数の時は、議長の決するところによる。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 会長が必要と認めたとき、または幹事会の請求または<u>卒業会員</u>の1/10以上の請求または監事の請求があったときは臨時総会を招集しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(部会)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 部会の設置は、<u>卒業会員</u>よりの申請を常任幹事会で審議し、幹事会で承認するものとする。</p> <p>(会計)</p> <p>第20条 (略)</p>
---	--

<p>3. その他の収入</p> <p>第21条 <u>名誉会員、特別会員（滋賀医科大学に在職する者を除く）</u>は、年会費の納入を要しない。</p> <p>第22条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日をもって終わる。</p>	<p>第21条 <u>特別会員</u>は、年会費の納入を要しない。</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(以下略)</p> <p>付則 この会則は、2019年（令和元年）〇月〇日から施行する。</p>
--	---

現 行

改正案

正会員

卒業会員

- ・滋賀医大卒業生
- ・他大卒の滋賀医大大学院修了者

在学会員

- ・滋賀医大学部学生
- ・他大卒の滋賀医大大学院生

学友会員

- ・滋賀医大に在職若しくは在職した教職員、研究者、学生のうち入会を希望する者 (卒業会員を除く)

特別会員

- ・滋賀医大に在職若しくは在職した他大卒の教職員 (講師以上の職にあるもの)

賛助会員

- ・本会の目的に賛同し、入会を希望する個人・団体

名誉会員

- ・特別の功績があつたと認められる者

卒業会員

- ・滋賀医大卒業生
- ・他大卒の滋賀医大大学院修了者 (学生会員であつた者)

学生会員

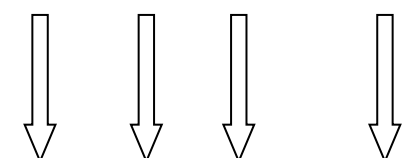
- ・滋賀医大学部学生
- ・他大卒の滋賀医大大学院生のうち入会を希望する者 (入学時年会費納入者)

学友会員

- ・滋賀医大に在職する他大卒の教職員のうち入会を希望する者 及び退職後も継続して入会を希望する者 (年会費納入者)

特別会員

- ・滋賀医大の名誉教授(卒業会員を除く)



削除

削除

シミュールに規定する。

- ① 「正会員」の表記を廃止する。
- ② 他大卒の大学院生については入会を希望する者とし、その修了者は卒業会員となる。
- ③ 「在学会員」は「学生会員」に改正する。
- ④ 「学友会員」は他大卒の教職員のうち滋賀医大に在職し入会を希望する者及び退職後も継続して入会を希望する者に限定する。
- ⑤ 「特別会員」は名誉教授 (卒業会員を除く) のみとする。
- ⑥ 「賛助会員」「名誉会員」は削除する。

\*\*\*\*\*